

船橋市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第4項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成23年5月23日

船 橋 市 監 査 委 員 高 地 章 記

同 増 田 尚 功

船橋市監査委員職務執行者 上 林 謙二郎

同 小 石 洋

第1 請求人

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

平成23年3月30日付けで提出のあった本件措置請求については、法第242条の要件を具備しているものと認め、平成23年3月30日に受理した。

第3 監査の実施

1 請求の要旨

- 1) 船橋市長は船橋市山手〇丁目にある朝鮮総連関連施設（以下「朝鮮総連施設」という。）が地方税法第367条及び船橋市市税条例（以下「市税条例」という。）第71条第1項第4号「特別の事由があるもの」及び固定資産税の減免取扱い要綱第3条別表第4号該当の2「町会・自治会等の集会所等」に供している固定資産」として、平成22年度の固定資産税を平成22年4月2日に減免した。（証1）

2) 固定資産税等の納付義務者と減免事由について

「朝鮮総連施設」の納税義務者は有限会社Aである。（証2）

地方税法第343条第1項は、固定資産税の納税義務者を固定資産の所有

者と定め、同条第 2 項は、この固定資産の所有者を、土地又は家屋については、登記簿等に所有者として登記又は登録されている者をいう旨定めている。(証 3)

福岡高等裁判所判例(平成 18 年 2 月 2 日)(証 4)で、「固定資産税等の減免事由の存否は、当該固定資産の納税義務者とされている登記簿等に所有者として登記又は登録されている者について判断されなければならない」としており、減免措置の根拠としての減免事由は納付義務者の有限会社 A である。すなわち、「朝鮮総連施設」の納付義務者である有限会社 A に市税条例第 71 条第 1 項第 4 号に定める減免事由は何ら認められないのは明白である。(証 4 -)

3)「公民館的な施設」について

有限会社 A は、本店所在地を朝鮮総連千葉県本部と同一としており、朝鮮総連千葉県本部の土地・建物の登記の為にのみ設立された法人である。

「朝鮮総連施設」もまた有限会社 A の所有であり、これらの朝鮮総連千葉県本部及び「朝鮮総連施設」は北朝鮮の指導の下に北朝鮮と一体の関係にあるのは明白であり、結果、「朝鮮総連施設」は一般市民への公民館的な使用を目的とした施設とはいえない。

「町会・自治会等の集会所等」が社会教育法第 42 条に規定する「公民館に類似する施設」を指すことは明らかである。(証 5)

この公民館類似施設が「公益のために直接専用する固定資産」であることはいうまでもない。

福岡高等裁判所判例(平成 18 年 2 月 2 日)で「公益のために直接専用する固定資産」についての「公益のために」とは「我が国社会一般の利益のために」と解すべきと述べている。(証 4 -)

これは朝鮮総連が、拉致問題等様々な違法行為に組織的に関与しているという観点から、朝鮮総連千葉県本部及び「朝鮮総連施設」が公益性を持たないというのは明白である。

市長は減免事由として、「特別の事由があるもの」とし「町会・自治会等の集会所等に供している固定資産」としているが、在日朝鮮人以外の地域住民が利用することも許されているとしても、それは副次的あるいは恩惠的に許されているにすぎず、目的・機能の面から公益的に開放されておらず公民館類似施設であるとはいえない。

また、「朝鮮総連施設」がある船橋市山手は、戦後から朝鮮人が多数集まっていた地域であり、地域住民が多数利用するとしても、その多くは在日朝鮮人が利用していたであろうことは想像がつく。

このように、本来納税義務者の有限会社 A に対して減免事由を判断しなければならないにも係わらず、税務部固定資産税課は北朝鮮の指導の下にある「朝鮮総連施設」に対して減免を決定し、「町会・自治会等の集会所等に供している固定資産」として、平成 22 年度の固定資産税及び都市計画税を全額免除した。

これらの行為は最終権限者である船橋市長及び租税に責務のある税務部長ほか担当職員がその責務を怠ったと言うほかなく、その結果船橋市に損害をもたらした。

よって監査委員は、船橋市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「船橋市長は船橋市山手〇丁目の土地・建物に係る平成 22 年度の固定資産税の減免を取り消し、当該免除額を徴収すること。」

2 監査の対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「船橋市（以下「市」という。）が、山手〇丁目にある在日本朝鮮人総連合会関連施設（以下「当該施設」という。）に対し行った、平成 22 年度の固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免措置が、違法又は不当な措置であるか否か。」とした。

なお、請求人は、当該施設に係る固定資産税の減免についての措置を求めているが、地方税法（以下「税法」という。）第 702 条の 8 第 7 項は、「都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が税法第 367 条の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、同じ割合で減免されたものとする。」とされ、船橋市都市計画税条例第 6 条は、「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。」とされており、市は、固定資産税と併せて都市計画税を賦課徴収し、減免措置も同様としていることから、都市計画税を併せて監査の対象事項とした。

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、証拠の提出及び陳述はなかった。

(2) 関係職員の陳述

平成 23 年 4 月 27 日、税務部長、固定資産税課長、固定資産税課副主幹から陳述の聴取を行った。

(3) 関係職員の事情聴取

本件監査の対象となった書類を調査するとともに、平成 23 年 4 月 27 日に税務部長、固定資産税課長、固定資産税課副主幹から事情聴取を行った。

(4) 関係人に対する調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象事項に係る関係人に対し、当該施設の利用状況及び事実関係を確認するため、平成 23 年 4 月 19 日に、監査委員事務局補助職員が現地において当該施設の現況調査及び聞き取り調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 主文

本請求について、監査委員及び監査委員職務執行者は、合議により次のとおり決定した。

本件請求については、請求に理由がないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

2 理由

(1) 事実関係

請求書に記載されている事項、事実を証する書面及び関係職員が提出した関係書類並びに関係職員の陳述及び関係職員の事情聴取等の内容を総合すると、次の事実が認められる。

固定資産税等における減免の関係法令等について

・税法第 367 条（固定資産税の減免）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

・税法第702条の8（都市計画税の賦課徴収等）

1 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。

・船橋市市税条例（以下「市税条例」という。）第71条（固定資産税の減免）

1 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4) 前3号に定めるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく固定資産税の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りではない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格

(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格

(5) 減免を受けようとする事由及び第 1 項第 3 号の固定資産にあっては、その被害の状況

- 3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

・船橋市都市計画税条例第 6 条(賦課徴収等)

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

ただし、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

・固定資産税の減免取扱い要綱(以下「取扱要綱」という。)第 3 条(減免取扱いの範囲等)(昭和 50 年 4 月 1 日施行)

市税条例第 71 条第 1 項に規定する固定資産税の減免については、別表に定めるところにより減額し、又は免除する。

別表第 4 号該当(特別の事由があるもの)

- 2 町会・自治会等の集会所等に供している固定資産(有料で使用するものを除く。)

減免の割合 免除

摘要 直接その用に供し、又は減免事由が生じた日以降に到来する納期に係わる減額

・固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)(平成 18 年 5 月 26 日施行)

事務処理

1 減免の申請

- (1) 減免の申請は、減免を受けようとする者から毎年度、減免申請書の提出を求めることとする。
- (2) 下記に掲げる用途・契約期間等明確なものについては、事務処理の簡素化から前記(1)にかかわらず、前年度において減免を行い、かつ当該年度においても引き続き減免事由に変更がないと確認できた場合に限り、減免申請書の提出は要しないものとする。

集会所 (、 ~ 略)

3 減免の決定

(2) 減免の調査

継続申請分

前記１・(2)の ～ に掲げるものを除き、毎年度減免申請を行わせると共に、速やかに現地調査を実施し、変更の有無を確認すること。

現況報告

前記１・(2)の ～ に掲げるもののうち、必要に応じ利用状況を証する書類を添付し、「固定資産税・都市計画税の減免に係る現況報告書」（別紙第１号様式）の提出を求めることとする。

なお、報告によりその内容に確認の必要があると認められるものについては、速やかに現地調査を実施するものとする。

また、上記の現況報告あるいは現地調査等により減免の事由が消滅したことを確認した場合は、別途「固定資産税・都市計画税の減免に係る事由消滅申告書」（別紙第２号様式）の提出を求め、消滅時期に合致した年度まで遡及し、適正な課税となるよう更正するものとする。

(3) 決定の通知

減免の申請に対し減免することを決定した場合は、速やかに「固定資産税・都市計画税減免決定通知書」をもって通知すること。

ただし、減免申請書の提出を要しないもので前年度に引き続き同じ内容で減免するものは、納税通知書に減免額を記載することをもって通知に代えることとする。

また、減免の申請に対し減免事由に該当しないと判断した場合は、速やかに「固定資産税・都市計画税の減免却下通知書」（別紙第３号様式）をもって通知すること。

認定基準

4 市税条例第７１条第１項第４号に該当する場合

「特別の事由があるもの」は、個々の事情により判断されるが、公益上の必要があると認められる固定資産等で社会通念上課税することが明らかに不合理であるものに限るものである。

(4) 町会・自治会等の集会所等に供する固定資産

集会所

マンションの集会所等、又は第三者が無償で貸与して集会所の用に供している固定資産

町会、自治会等の集会所等に供する固定資産とは
事務室、会議室、物置（みこし庫を含む）、湯沸かし場及びこれらに付設される廊下、便所、階段等及びその施設をいい、管理人の居宅等一般の住宅と同様の使用状態にあるもの、店舗、営業用貸室等は含まれない。

- ・総務省通知（平成１８年４月１日都道府県知事あて総務事務次官通知）
「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について」（抜粋）

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

とりわけ公益性を理由として固定資産税の減免を行う場合には、最近の裁判事例において、朝鮮総連関連施設に関する福岡高裁判決（平成１８年２月２日）などのように、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされたものがあつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。

- ・総務省通知（平成２２年４月１日都道府県知事あて総務大臣通知）
「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について」（抜粋）

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

当該施設の減免手続について

税務部固定資産税課（以下「監査対象課」という。）では、平成８年３月８日に在日本朝鮮人総連合会千葉県西部支部（以下「朝鮮総連千葉

県西部支部」という。)から提出された減免申請書(納税義務者欄には(有)Aと記載されている。)を受理し、書面審査により、平成8年3月13日付けの税務部長専決の決裁「固定資産税・都市計画税の減免について」で、減免理由を「朝鮮人総連合西部支部船橋北分会が使用しており、その目的は、朝鮮同胞の集会所である。」とし、減免の根拠を「市税条例第71条第1項第4号、集会所の用に供している固定資産」として、当該施設の減免を決定し、同日付けの「固定資産税・都市計画税減免決定通知書」で、納税義務者へ通知し、以後、平成18年度まで当該施設を減免している。

平成18年4月1日付けの総務省通知を受けて、監査対象課では、固定資産税等の減免に係る事務の見直しを行い、平成18年5月に取扱要領を定め、取扱要領に基づき、朝鮮総連千葉県西部支部へ「固定資産税・都市計画税の減免に係る現況報告書」及び「町会・自治会館及び集会所の利用状況報告書」の提出を求め、平成18年8月4日に受理した。

平成18年8月10日には当該施設の現地調査を実施し、平成18年8月18日付けの税務部長専決の決裁「町会・自治会館及び集会所の減免に対する現地調査の実施について(報告)」で報告されている。

また、平成18年9月27日付け税務部長専決の決裁「固定資産税・都市計画税の減免に係る現況報告書の提出について(報告)」では、現地調査の結果、町会や自治会の活動、地域のコミュニティ活動に利用されている実態が把握できたとして、引き続き減免が決定されている。

平成19年度以降の当該施設の減免手続きは、取扱要領により、当該施設が「マンションの集会所等、又は第三者が無償で貸与して集会所の用に供している固定資産」等、用途・契約期間等明確なものについては、前年度に減免し、当該年度も引き続き減免事由に変更がない場合は、当該年度の減免申請書の提出を要しないものとして取り扱っている。

また、減免の決定通知は、当該年度の納税通知書に減免額を記載することをもって通知に代えられているが、納税義務者である有限会社Aは、市内に当該施設以外の所有資産がなく、納付すべき金額がないことから納税通知書は送付されていない。

なお、平成22年4月1日付けの総務省通知(都道府県知事あて総務大臣通知)を受けて、監査対象課では、地方税の減免措置における判断を更に厳正化するため、平成22年6月25日付けの税務部長専決の決裁「減免措置における「公益性」の判断について」で「町会・自治会等の集会所等に供している固定資産」における公益性の有無の判断の見直

しを行い、今までの「施設の機能」及び「施設の利用実態」に加え、「施設の運営に対する地域住民の関与」を新たな判断項目として追加した。

監査対象課では、この新たな判断基準により、現地調査を行ない、利用状況の報告を求めるなどして、当該施設の公益性の有無を改めて判断したところ、集会所としての施設の機能に変わりはなく、地元自治会が施設を無償で借り受けて専ら自らの活動のためのみに利用し、運営されていたことから、引き続き公益性がある施設として減免されている。

当該施設について

当該施設は、船橋市山手〇丁目の敷地面積 36.26㎡の土地に昭和 60 年 5 月に建築された木造平屋建、床面積 24.78㎡の建物である。

減免の対象とされている固定資産は、土地及び家屋となっており、取扱要領に定める集会所の用に供する固定資産として平成 22 年度固定資産税等を減免されている。

所有者は、朝鮮総連千葉県西部支部が法人格を有していないため、土地については、個人 3 名の共有として昭和 34 年 5 月 12 日に所有権移転登記がなされ、その後、真正な登記名義の回復により、2 名の持分が有限会社 A に移転され、有限会社 A と個人名の共有とされている。また、家屋については、有限会社 A を所有者として昭和 61 年 10 月に所有権保存登記がなされており、現在まで所有権の異動はない。

当該施設の出入口には、「在日本朝鮮人総連合会千葉県西部支部建鉄分会」(以下「建鉄分会」という。)と掲示されているが、無償で借り受けた地元自治会が専ら使用しており、鍵の管理を行い、また光熱水費も負担するなど、実質的な管理運営は地元自治会により行われている。

当該施設の利用の状況は、主に地元自治会の役員会や夏まつり、敬老会、防災訓練、それらに伴う打合せなどに使用され、利用者は地元自治会の人々であり、主に土曜日、日曜日に利用されているが、利用日、利用時間、利用者に特段の制限は設けられていない。

なお、鍵の管理者である地元自治会によれば、平成 20 年頃からは「建鉄分会」の活動には利用されておらず、地元自治会の平成 21 年 4 月から平成 23 年 2 月までの会館使用状況の記録においても、すべて地元自治会の活動に利用されており、「建鉄分会」の利用は見られなかった。

(2) 判断

市長裁量について

固定資産税の減免については、税法第367条において、「市町村長は、その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免できる。」として、条例を根拠に固定資産税の減免ができるとされ、市税条例第71条第1項は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。」と規定している。

また、税法第367条の「その他特別の事情がある者」の範囲は、公益上の必要がある者も含まれると解され、市税条例第71条第1項第2号は、「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」とし、同条同項第4号では「前3号に定めるもののほか、特別の事由があるもの」として、公益上の必要性の範囲を市長裁量としている。

固定資産税逐条解説では、「その他特別の事情がある者とは公益上の必要があると認められる者も含まれ、公益上の必要があるかどうかは、当該市町村において自主的に判断すべき」としている。

そして、その裁量の範囲については、福岡高裁判決（平成18年2月2日）では「租税法律主義のもと、租税法領域での課税庁の処分に自由裁量は認められず、法規裁量の範囲内で認められるものであり、固定資産税の減免事由についても同様である」と判示されている。

請求人は、町会・自治会等の集会所等は、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設であると主張しているが、市では、当該施設を取扱要綱及び取扱要領により、市税条例第71条第1項第4号の「特別の事由があるもの」の認定基準を定め、当該施設を所有者から無償で借り受け運営する集会所と同等と認定し、減免しているもので、本件減免の理由を公民館類似施設であるとはしていない。

当該施設の減免は、上記に則して法令等に照らして個別、具体的に、減免事由に該当すると判断したものであるから、市長が、当該施設を他の町会・自治会が所有者から無償で借り受け運営している集会所と同等としたことは、法規裁量の範囲内と認められる。

公益性の判断について

当該建物の減免事由は、(2) で記述したように、「特別の事由があるもの」として、市税条例第71条第1項第4号及び取扱要綱第3条別表第4号該当の2に基づき行われたもので、取扱要領の認定基準により、当該施設が他の町会・自治会が所有者から無償で借り受け運営している

集会所と同等と判断されている。

取扱要領の認定基準は、「特別の事由があるもの」を、「個々の事情により判断されるが、公益上の必要があると認められる固定資産等で社会通念上課税することが明らかに不合理であるものに限るものである。」としており、本件集会所を公益上の必要があると画一的に認めたものではない。

当然のことながら、「特別の事由があるもの」は「個々の事情により判断される」として、減免事由の存否である公益性の有無は、個々の事情を勘案し施設内容、利用状況、及び施設の運営に対する地域住民の関与等に着目して判断されるべきと考えられる。

そこで、当該施設が、他の町会・自治会が所有者から無償で借り受け運営する集会所と同等の施設に該当し、公益性があるか否かについて、施設内容、利用状況及び施設の運営に対する地域住民の関与等から検討する。

集会所の定義について

法令上、集会所の定義について特段の定めはなく、市では、マンションや団地、農家組合などの施設で、施設における広さや形態、備品類など、集会施設としての機能を有し、特定の者だけでなく誰もが利用し得る公開された施設を集会所としている。

当該施設の状況について

当該施設の内容は、木造平屋建で畳敷の10畳間のほかに流し台、トイレからなり、長机、座布団などを備えており集会所としての機能が整っている。

当該施設の利用状況は、主に地元自治会の役員会や夏まつり、敬老会、防災訓練、それらに伴う打合せなどであり、すべて地元自治会の住民に利用されている。利用日や利用時間については、特段の制限を設けておらず、利用者は、鍵の管理者である地元自治会役員に口頭で申し込み、地元自治会役員が口頭で利用許可を承認している。施設使用料の徴収はしていない。

なお、光熱水費は地元自治会の負担となっている。

以上、当該施設の内容、利用状況及び運営に対する地域住民の関与などを総合的に判断すれば、当該施設が、他の町会・自治会が所有者から無償で借り受け運営している集会所と同等の施設であり、公益性を有しているとする市長の判断は、妥当性があるものと認められる。

請求人は、「税法第343条第1項は、固定資産税の納税義務者を固

定資産の所有者と定め、同条第2項は、この固定資産の所有者を、土地又は家屋については、登記簿等に所有者として登記又は登録されている者をいう旨定めている。」また、「福岡高等裁判所判例(平成18年2月2日)(証4)で、「固定資産税等の減免事由の存否は、当該固定資産の納税義務者とされている登記簿等に所有者として登記又は登録されているものについて判断されなければならない」としており、減免措置の根拠としての減免事由は納税義務者の有限会社Aである。すなわち、「朝鮮総連施設」の納付義務者である有限会社Aに市税条例第71条第1項第4号に定める減免事由は何ら認められないのは明白である。」と主張しているが、当該施設に対する減免措置は、前述のとおり、施設内容、利用状況及び施設の運営に対する地域住民の関与等に着眼して、減免事由の存否である公益性の有無を個別、具体的に判断しているものであり、請求人の主張には理由がない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。

なお、減免手続は、取扱要領に基づいて行われているが、定められた添付書類を省略しているものが見受けられた。

税の減免は、特別の事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、より厳格な取扱いを実施するよう要望するものである。